

平成28年度定期監査（後期：一般会計・特別会計）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度定期監査（後期）

(2) 監査の対象

平成27年度及び平成28年度の職員監査実施月の前々月までの期間における財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

170機関について、平成28年5月から平成29年2月まで実施した。

区 分	本 庁	出 先 機 関 (試験研究機関, 県立学校, 警察署等)	計
知事部局	—	55	55
教育委員会	—	83	83
公安委員会	—	32	32
合 計	0	170	170

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費並びに使用料及び賃借料について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した170機関の財務に関する事務の執行について、138機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の32機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項や42件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1件（知事部局 1件）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更に的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

42件（知事部局 10件、教育委員会 4件、公安委員会 28件）

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	講 じ た 措 置 の 通 知
知事部局	報告：平成29年3月24日	報告：平成29年7月5日 公表：平成29年7月25日
教育委員会	公表：平成29年3月28日	報告：平成29年5月10日 公表：平成29年6月9日
公安委員会		報告：平成29年6月8日 公表：平成29年7月4日

(3) 監査の結果

[知事部局]

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
かごしま県民交流センター	<p>知事の会計検査において、年度当初に行うべき行政財産使用料の未調定（16件）があると指摘を受けたが、監査時点においても未処理のものが3件ある。このうちの1件については、実際の使用者が替わっているにもかかわらず、必要な使用許可の手続きも行われていない。</p> <p>また、会計検査の結果の処理てん末に係る報告において、処理済みとして報告をしている。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>(1) 未調定の3件のうち、調定可能な2件について指摘後に直ちに調定を行った。</p> <p>(2) 未調定の残り1件については、使用者が平成27年度から変更になっていたにもかかわらず、変更手続きがなされていなかったため、財政課財産活用対策室とも協議の上、平成28年4月に遡って新規で使用許可を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>課内・係内での業務管理体制の見直しを行い、職員がお互いに相談しやすい環境作りに努めるとともに、管理監督者が担当者の業務進捗状況を把握できるよう既存の契約一覧表等を活用し、処理の進捗状況をチェックする体制とした。</p>

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
かごしま県民交流センター	<p>パソコンの物品事故により、損害が発生しており、事故報告もなされていない。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>監査後、早急に会計課へ報告を行い、平成28年11月16日付けか県セ第79号により、県会計規則第31条第2項の規定に基づく事故報告書を提出した。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>適切かつ丁寧な取り扱いのパソコン管理を徹底し、改善に向けた指導助言を行い、職員の資質向上に努めるよう口頭による注意喚起を図った。</p> <p>また、事故報告についても業務体制の見直しを指導し、報告漏れのない体制強化に努めるよう口頭による注意喚起を図った。</p>
消費生活センター	<p>月払いの駐車場代について、契約書を紛失し、契約内容が不明のまま支払いを継続している。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>当該指摘を受け、消費生活センター内を改めて探したが、当該契約書が見当</p>

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
		<p>たらなかったことから、鹿児島県住宅供給公社に依頼し、当該契約書の内、公社保管分の原本から写しを取ってもらい、公社から平成28年12月14日付けの原本証明を受けた契約書写しを保管している。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <p>当該指摘を受け、鹿児島県住宅供給公社ビル施設管理規約等、関係書類一式を単一ファイルにまとめ、常用文書として文書保管・管理を徹底している。</p>
中央児童相談所	扶助費（一時保護委託料）の不足払いがある。	<p>1 事後処理等</p> <p>乳児等受入加算費の支払を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の支払いについて内容表（チェック表）を作成し、担当者、課内回議者へ一時保護委託制度の周知及びチェック体制を確立した。 ・ 部内課長補佐会議において定期監査結果を配布し、適正な会計事務処理を行うよう改めて注意喚起を行った。
工業技術センター	毒物劇物の管理について、「鹿児島県工業技術センター毒物及び劇物取扱要領」に沿った管理が行われていない。	<p>1 事後処理等</p> <p>毒・劇物の保管については、「鹿児島県工業技術センター毒物及び劇物取扱要領」に沿った適正管理となるよう是正した。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対しては、同要領に規定する適正な毒・劇物の取り扱いについて改めて周知した。 ・ 毒・劇物の適正管理に係る教育・訓練については、同要領の規定により作成する年間計画に基づき実施する。 ・ 「定期監査における注意事項に対する該当所属の指導について」（平成29年3月28日付け商工政策課長通知）により、会計事務の適正な執行について注意喚起

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
吹上高等技術専門校	修了証明書の発行に伴い受領した申請手数料について、県公金口座への払込みが遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領した申請手数料については、県公金口座への払込みを速やかに行うよう職員へ注意を喚起した。 ・ 会計課職員を講師に招き、適正な会計事務処理について周知・指導を行った。 ・ 「定期監査における注意事項に対する該当所属の指導について」（平成29年3月28日付け商工政策課長通知）により、会計事務の適正な執行について注意喚起を行った。
吹上高等技術専門校	交通事故により、相手方車両に損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議等において、交通法令の遵守や交通事故の防止に関する注意喚起を行った。
水産技術開発センター	交通事故により、公用車に損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各所属の安全運転管理者等を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、交通事故防止に対する意識の向上を図るとともに、最近の発生状況及び対策について研修を行った。 ・ 平成29年2月28日付け管財課長通知において、3、4月を公用車交通事故防止月間と位置付け、過失事故ゼロ作戦に取り組んだ。 ・ 主管課長会議等あらゆる機会を通じ、交通事故防止等の注意喚起に努めた。 ・ 平成28年12月2日付け副知事依命通達及び平成29年4月5日付け総務部長通知において、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を行った。
水産技術開発センター	200カイリ水域内漁業資源総合調査に係る報償費の支出が遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の操業報告書が確実に提出されるよう、毎月末に提出の依頼を電話連絡等により行い、提出月に未提出の場合は再度連絡することとした。 ・ 「定期監査における注意

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
		<p>事項に対する該当所属の指導について」(平成29年3月28日付け商工政策課長通知)により、会計事務の適正な執行について注意喚起を行った。</p>
肉用牛改良研究所	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の適正管理については、細心の注意を払うように、所内の職員全員に周知を行うとともに、職員会議等で取扱いについて注意を喚起した。 ・ 監査結果の通知後、財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに講じた措置の報告を求めた。 <p>また、適正な事務の執行の参考となるよう、農政部における定期監査(後期)の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について、部内各所属(出先機関含む)及び各地域振興局・支庁(農林水産部)に周知した。</p>
沖永良部事務所	最低制限価格率の誤りにより、落札決定を取り消しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任課長・技術補佐を対象に、工事監査が講師となって入札契約に関する講習を実施することとし、入札誤りの防止に努めることとした。 ・ 検討改善を求められた事項について、所内会議等で注意を喚起した。 ・ 入札管理システムで出力された結果について、確認のため再度手計算でチェックすることとした。 ・ 監査結果の通知後、財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに講じた措置の報告を求めた。 <p>また、適正な事務の執行の参考となるよう、農政部における定期監査(後期)の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について、部内各所属(出先機関含む)</p>

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
) 及び各地域振興局・支庁 (農林水産部) に周知した。

[教育委員会]

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
出水高等学校	赴任旅費の支払いが遅延しているものがある。	1 再発防止の対策 赴任旅費の支給に関するチェックリストを作成し、複数の職員で支払い状況を確認するなど事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
鹿屋農業高等学校	備品購入について、委任状に押印された代理人の印と異なる印が押印された無効な入札書をもって契約を締結しているものがある。 また、当該入札書に落札決定通知印が押印されていない。	入札に際しての留意事項を、参加職員一同で事前に確認するとともに、議事の進行と書類内容の点検、確認といった各自の役割をより明確にすることとした。
鹿児島高等特別支援学校	寄宿舍給食調理業務委託について、実施要領に基づく安全衛生管理等に関する履行確認が行われていない。	1 再発防止の対策 事務処理に係るチェック体制を整えるなどの改善を講じた。 2 職員研修の充実 検討改善を求められた事項については、会計事務職員研修会等を通じて研鑽に努めることとした。 3 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
鹿屋養護学校	職員住宅浄化槽維持管理業務委託について、履行確認等が行われていないものがある。	1 再発防止の対策 毎月の点検時及び請求、支払時において複数の職員による書類確認を行い、確実に履行確認が行われるよう、チェック体制の強化を図ることとした。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。

[公安委員会]
文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
高速道路交通警察隊， 日置警察署，伊佐警察署	公用車の物品事故により，損害が発生している。	1 安全運転技能を向上させ，公務中の交通事故の絶無を期すことを目的とする県下警察安全運転競技大会を開催した。
鹿児島中央警察署，鹿児島南警察署，南さつま警察署，霧島警察署，鹿屋警察署	公用車の物品事故が複数あり，損害が発生している。	2 警察学校初任科生に対し，安全運転意識の醸成を図り，公務中の交通事故の絶無を期すことを目的とする四輪自動車運転訓練を実施した。
鹿児島中央警察署，鹿児島西警察署，鹿児島南警察署，指宿警察署，いちき串木野警察署，さつま警察署，出水警察署	交通事故が複数あり，公用車等に損害が発生している。	3 若手職員を対象に，運転技術の向上を目的として運転訓練及び車両点検要領の教養を実施した。
薩摩川内警察署，霧島警察署	交通事故が複数あり，公用車等に多額の損害が発生している。	4 事故当事者に対し，再発防止のための個別指導及び運転訓練を実施した。
枕崎警察署，日置警察署，始良警察署，鹿屋警察署，種子島警察署，徳之島警察署	交通事故が複数あり，公用車に損害が発生している。	5 朝礼や全体会議等において，幹部による指示及び指導教養を実施した。
曾於警察署	交通事故により，公用車に損害が発生している。	6 定期的な車両点検及び車両清掃を実施し，車両の適正管理を徹底した。
鹿児島中央警察署	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	7 安全運転五則の唱和及びヒアリ・ハット体験スピーチを実施し，交通安全意識の向上を図った。
鹿屋警察署	パソコン等の物品事故が複数あり，損害が発生している。	1 事故当事者に対し，再発防止を指示した。
鹿児島南警察署	証拠物件車両に損害を与える事故が発生している。	2 朝礼や全体会議等において，幹部による指示及び指導教養を実施した。
志布志警察署	平成27年度に支払うべき赴任旅費を，平成28年度に支払っているものがある。	3 物品損傷事故防止対策について教養資料を発出した。
		1 証拠物件車両は，風の影響を受けない屋内に保管することとした。
		2 証拠物件車両をブルーシート等で覆う場合は，車両に密着させ，紐で確実に結束することとした。
		事務処理担当者及びそれ以外の複数人による確認，チェックを行うこととした。